

平成 23 年度

サマーレビュー

【協議資料】

目 次

1	危機管理課	1
2	企画調整部	5
3	総務部	8
4	財務部	9
5	市民部	11
6	健康福祉部	15
7	こども家庭部	23
8	環境部	27
9	産業部	29
10	都市整備部	37
11	土木部	43
12	消防局	45
13	上下水道部	46

西 区

舞阪地域自治センター施設の防災機能強化事業について

現状と課題

現 状

- ・ 舞阪地域自治センターは、浜松市地域防災計画において浜松市災害対策地域本部として位置づけている。
- ・ 旧舞阪町時代に静岡県東海地震第3次被害想定を基に同報無線、地域防災無線など設備を設置し防災対策の拠点としている。

課 題

今回の東日本大地震の津波等による未曾有の震災を踏まえ、舞阪地域における緊急かつ適切な防災対策を講ずる必要があるため、防災の拠点となる舞阪地域自治センター施設の防災機能の強化を図る。

対 策

- 1 防災設備の移設等
- 2 津波避難施設としての機能整備
- 3 防災資機材の保管場所の分散化

平成 24 年度以降の方針

平成 24 年度において、東日本大震災の被害の中で、津波による被害について着目し、舞阪地域自治センター地域本部、津波避難施設及び防災資機材保管場所の整備を行う。

【協議要旨】

- ◆ 市全体の防災計画を見直す中で、区役所及び地域自治センターの役割について危機管理課と調整していく。

南 区

旧五島・遠州浜小学校の跡地利用について

現状と課題

<経緯>

- 1 平成23年4月、旧五島・遠州浜小学校は「南の星小学校」の開校により廃校。
- 2 地元要望により、両校のグラウンド及び体育館を地域の社会体育施設として開放している。(平成23年度のための暫定措置)
また、合わせてグラウンドを避難地、体育館を避難所に指定している。
- 3 平成24年度以降の活用については、現在、地域住民と協議中である。
- 4 今後の活用について地元は、体育館及びグラウンドを地域のスポーツ施設として使用し、校舎を津波避難施設として活用したいという希望を持っている。

平成24年度以降の方針

- 1 旧五島小学校の整備
- 2 旧遠州浜小学校の整備
南校舎に屋上に上がる階段と屋上フェンスを設置し、遠州浜地区住民の津波避難施設として使用する。
耐震性能に劣る北校舎は閉鎖する。

【協議要旨】

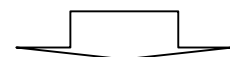
- ◆ 市全体の防災計画を見直す中で、危機管理課と調整していく。

浜松市防災体制見直し方針について

危機管理課

東日本大震災から学んだもの(教訓)

- ・ 市民、市職員の防災意識の醸成が必要
- ・ ハードとソフトのバランスが取れた防災対策が必要
- ・ 時間軸に沿った現実的な防災計画が必要



見直しの3つの柱

地域防災計画を見直します

施設、資機材の見直し

- ・ 避難所及び緊急輸送路の検証
- ・ がれき置き場の確保 等

非常配備体制の見直し

- ・ 初動体制の強化（発生初期は地区防災班、避難所にマンパワーを集中）
- ・ 職員の所在地に応じた配備（昼間と夜、平日と休日の違いに対応） 等

津波対策の見直し

- ・ 学校施設へ避難階段、フェンスを設置
- ・ 避難施設の追加 等

区版防災計画をつくります

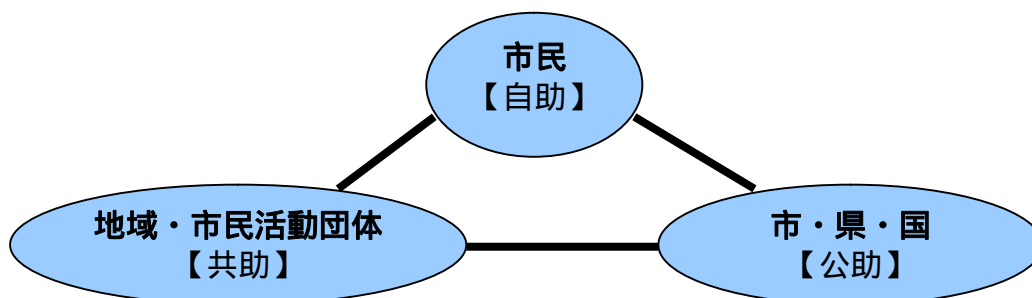
- ・ 地域の災害特性を踏まえた想定（津波、土砂災害等）
- ・ 要点をわかりやすく説明 等

オール浜松で対策を検討します

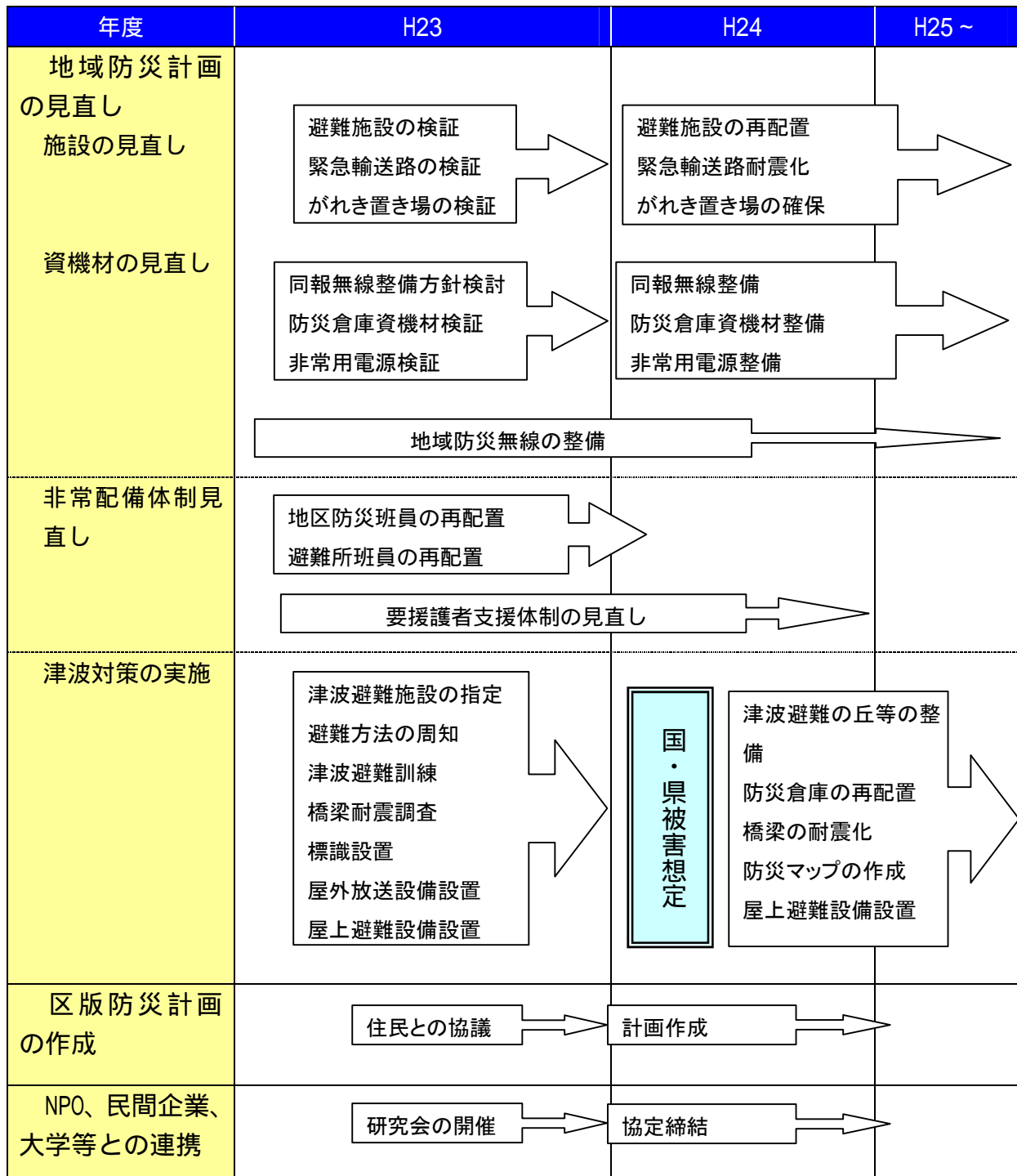
- ・ 避難所、避難経路、区版防災計画などを住民と一緒に考える
- ・ NPO、民間企業、大学などの知恵や力の活用 等



目指す姿(目標)



防災体制見直しのスケジュール（主なもの）



【協議要旨】

- ◆ 現地調査を行い、情報伝達機器の設置など防災体制を整える。

家康公ゆかりの出世城プロモーション事業について

企画調整部企画課

1 事業目的・背景

「家康公プロモーション事業」は、家康公関連事業により国内外に浜松をアピールするとともに、家康公が遺した歴史的・文化的財産や価値を再発見し、新たな文化・観光を創出しながら、都市の魅力を上昇させることを目的としている。

平成 24 年度は、家康公を活用したシティプロモーションを市制 100 周年イベントだけにとどめることなく、家康公に関連する人々や浜松城歴代当主の出世の実績などを強くアピールし、「家康公ゆかりの出世城プロモーション事業」と名を改め、継続して進める。

2 「家康公ゆかりの出世城プロモーション事業」の基本コンセプト

市民意識の定着「家康公ゆかりの出世城を知る」

浜松発展の礎を築いた家康公を顕彰するとともに、浜松と家康公のかかわりや歴代当主の出世ストーリーなどについて市民が知識と誇りを持つことを目的として、家康公について市民が学習し、親しむ機会を設ける。

観光振興「家康公と出世城の浜松をアピール」

昨今の歴史ブーム、武将ブームの中で、家康公の出世の原点となった浜松城やゆかりの地に焦点を当て、新たな視点や価値観で歴史ファンや観光客に浜松の魅力を PR するとともに、新しい文化や観光資源を創出する。浜松時代の家康公と歴代当主の出世ストーリーを情報発信していくことにより、誘客を図るとともに地域の観光産業を振興する。

シティプロモーション「家康公と出世ストーリーを活用し浜松をプロモーション」

浜松城や家康公にちなんだ城跡など歴史的遺産は、全国に発信できる魅力ある素材である。都市ブランドを確立する上での重要な地域資源として家康公と出世ストーリーを活用し、都市の知名度やイメージの向上につなげていく。

家康公にゆかりのある静岡市や岡崎市などとの連携も図り、家康公の成功物語における浜松の都市としてのアイデンティティを確立する。

【平成 23 年度：家康公プロモーション事業】

市民意識の定着 【家康公を知る】	観光振興 【家康公が根付く浜松をアピール】	シティプロモーション 【家康公とともに浜松をプロモーション】
<div data-bbox="188 376 355 427">徳川塾</div> <div data-bbox="188 443 493 495">浜松城模型制作</div> <div data-bbox="188 510 493 562">家康公シンポジウム</div>	<div data-bbox="608 376 895 427">浜松出世城まつり</div>	<div data-bbox="1023 376 1406 427">出世大名家康くんの作製</div> <div data-bbox="1023 443 1331 495">ワードウォッチング</div> <div data-bbox="1023 510 1401 562">なんでも鑑定団公開収録</div>
<div data-bbox="288 577 783 629">「戦国の覇者徳川家康と浜松」展</div>		<div data-bbox="815 577 1238 629">ケータイ連携プロモーション</div>

(1) 市民歴史講座「徳川塾」の開催（7～12月・全5回/文化財課・博物館）

市民向け歴史講座・見学会を開催。家康公の生きた時代や文化について学ぶ。

(2) 浜松城模型の制作（7～11月/文化財課・博物館）

公募で選考された市民により、家康公在城時の浜松城を復元模型で再現し、博物館テーマ展にて展示する。

(3) 家康公シンポジウムの開催（12月3日/企画課）

徳川宗家、徳川四天王の当主を招き、徳川家の発展と歴史を語っていただく。また、浜松市長により、「徳川家康公まちづくり宣言」を行う。

(4) 「戦国の覇者徳川家康と浜松」展（12月3日～1月9日/美術館）

徳川記念財団などと連携して徳川家の名宝を展示し、家康のほか、秀忠、お江ら家康をめぐる人々を紹介する。

(5) 浜松出世城まつりの開催（11月6日観光交流課・公園課）

家康公武者行列、火縄銃や居合などの演舞、物産展などを開催。

(6) ケータイ連携プロモーションの拡充（観光交流課）

家康の散歩道を題材としたiphoneのアプリケーションを作成する。

(7) 出世大名家康くんの作製（広聴広報課）

家康公をモデルにしたキャラクターを作製し、着ぐるみのほか、シール、うちわなどによりシティプロモーションを行う。また、3月にはウナギいぬから福市長の引継ぎを受ける。

(8) ワードウォッチング（10月/美術館）

ホトトギスの形をした現代アートを庁舎ロビーの吹き抜けに設置する。併せて、「ホトトギス」の句の募集を行う。

(9) 「なんでも鑑定団」公開収録（6月26日収録/広聴広報課）

人気テレビ番組「なんでも鑑定団」の出張鑑定を行い、浜松市民が所有する徳川時代ゆかりのお宝などを全国に紹介した。

【協議要旨】

- ◆ 「出世城」に的を絞る中で、イメージ・コンセプトをしっかりとつくり、プロモーション事業を進める。

職員の派遣研修について

総務部人事課人材開発担当

1 事業目的

職員に、幅広い視野、先進的な知識を修得させるとともに、政策形成能力や計画遂行能力の向上を図ることにより、その成果を今後の行政運営の推進に資するため、他都市、省庁、外郭団体及び民間企業等に職員を派遣する。

2 派遣先

(1) 省庁、他都市、外郭団体等

平成 24 年度の人事課予算における実務派遣は、各部局からの要請に基づき調整を進める。

【派遣者数の推移】

年度	実務派遣		割愛	計
	人事課予算	その他		
H19	11	3	-	14
H20	12	3	-	15
H21	7	3	3	13
H22	10	4	4	18
H23	12	4	5	21
H24(予定)	12	3	4	19

指定都市の平均派遣者数(外郭団体等を除く)は、17.5人 平成 22 年度

(2) 民間企業

【平成 24 年度派遣予定先(新規)】

- ・派遣先 調整中
- ・派遣期間 平成 24 年 4 月～25 年 3 月(1 年間)
- ・派遣職員 職員 1 人(公募予定)

【平成 23 年度派遣先】

派遣先	期間	所属課
静岡エフエム(株)	H23.4～H24.3(1 年間)	債権回収対策課
遠州鉄道(株)	H22.4～H24.3(2 年間)	交通政策課
浜松市社会福祉事業団	H23.4～H24.3(1 年間)	障害福祉課

【協議要旨】

- ◆ 職員派遣については、計画どおり進める。

浜松市債権の現状及び課題等について

財務部財政課・債権回収対策課

1 浜松市債権の現状

(1) 滞納金額の推移（滞納総額 100 万円以上）の状況

（単位：百万円）

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
総 額		14,159	14,844	15,729	15,398
内 訳	市 税	7,585	8,199	8,172	7,435
	国民健康保険料	5,191	5,245	6,121	6,213
	市営住宅使用料	334	295	262	242
	医業収益	129	175	225	227
	介護保険料	183	189	212	216
	その他	737	741	737	1,065

平成 22 年度は決算見込額

滞納金額の総額は、平成 19 年度から平成 21 年度まで増加傾向にあったが、平成 22 年度は、153 億 9 千 8 百万円となり、前年度から 3 億 3 千 1 百万円の減となった。これは、市税が 74 億 3 千 5 百万円と前年度に比べ 7 億 3 千 7 百万円の大幅減になったことが大きな要因である。

しかし、国民健康保険料、医業収益、介護保険料は毎年増加している。

また、その他では、平成 22 年度において新たに下水道不正使用にかかる過料 3 億 9 千万円が発生したため、大幅に増加した。なお、生活保護法第 78 条費用徴収金（不正受給）生活保護法第 63 条費用返還金、奨学金償還金などが毎年増加しており、特に生活保護法第 78 条費用徴収金は、平成 19 年度 3 千万円であったのが、平成 22 年度では 8 千 3 百万円となり増加が著しい。

(2) 税外収入金の債権管理の状況

平成 21 年度決算における監査委員の審査意見書

納期内未収入の状況 （納期内未収入 458 件、66 課）

督促状の発送の状況 （納期内未収入の 66 課のうち督促状未発送 49 課）

延滞金の取扱状況 （督促状を発送した 17 課のうち延滞金等を徴収 4 課）

納期内未収入、督促状の未発送、延滞金等の未徴収など適正管理がされていない。

監査委員の意見

滞納金の督促、延滞金等に関する統一的な基準、要領等マニュアルの作成

収入事務の適正な運用のための推進体制の強化

職員の債権管理に対する意識、知識不十分

2 今後の対応

☞ 税外収入金等の回収強化を図る。

基本方針

負担能力がありながら納付誠意のない滞納者に対しては、法律に基づき厳正に対処する基本姿勢を、すべての市債権を通し徹底する。

(1) 取組事項

滞納金の督促、延滞金等に関する統一的な基準、要領等マニュアルの作成

収入事務の適正な運用のための推進体制の強化

(債権回収対策会議における基本方針及び重点取組事項の策定など)

職員の債権管理に対する意識、知識のさらなる醸成

(2) その他取組内容

債権回収対策課への困難案件の移管と対応

債権放棄案件の内容精査

【協議要旨】

- ◆ 負担能力がありながら納付誠意のない滞納者に対しては、法律に基づき厳正に対処する基本姿勢を、すべての市債権を通し徹底する。
- ◆ 債権種別の整理及び条例等規定の整備により、滞納金の督促、延滞金等に関する統一的な規準、要領等マニュアルを作成する。

オンデマンドサービスについて

市民部市民生活課

1 事業の目的

住民票の写し等の証明書交付について、取得場所や利用時間等を拡大し、市民ニーズにオンデマンドに対応する。

2 事業の内容

平成 20 年 4 月 1 日から全区役所など市内 8 箇所で自動交付機による各種証明書の交付サービスを実施しており、平成 23 年 4 月 1 日からは手数料を引き下げ、利用拡大を図っている。この 3 ヶ月間の実績は前年比約 3 倍強の交付実績となっている。

今後、更に利用場所や利用時間などの条件を拡大し、市民ニーズにオンデマンドに対応するため、コンビニエンスストアでの証明書交付システムの構築を図る。

3 改修スケジュール

平成 24 年度 コンビニ交付対応自動交付システム他改修基本検討

平成 25 年度 システム設計・機器調達・構築・サービス開始

4 考慮した事項

- ・ 1 現行自動交付機システム機器更新を勘案した機器調達、システム改修
- ・ 2 住基ネットでの外国人住民票コード利用、住基カード発行等運用時期勘案

5 課題

- ・ 社会保障番号導入による住民基本台帳カード機能見直しの動向の勘案
- ・ 外部環境との接続に伴うセキュリティー確保
- ・ 土日証明窓口交付サービス、広域証明交付サービス他の在り方の検討と整理
- ・ コンビニ交付に対応するための住基カード普及拡大

【協議要旨】

- ◆ IT システムを廉価に導入した他都市の事例を研究し、コンビニ交付の導入及び自動交付機更新の時期と経費を再検討する。
- ◆ 行政情報系の基幹システムと切り離れた交付サービスの仕組みについて検討する。

(仮称) 北部地域図書館建設事業について

市民部中央図書館

事業目的

図書館サービスが手薄となっている北部地域（都田、新都田、三方原地区）に生涯学習の拠点として新たな地区図書館を建設し、地域住民の要望に応えとともに全市的な図書館サービスの均一化と拡充を図る。

地区図書館としてのコンセプト

地域の情報拠点、地域の読書施設、地域の生涯学習を支援する役割を持ち、併せて地域住民の生活に役立つ機能を備えていることを全面に出した図書館とする。

北部地域の特徴

- ・山間地（都田、滝沢、鷲沢）を含む広範囲な地域であるが、新都田地区、三方原町に住宅が集中しており、主要道路が整備されているため交通の便も良い

図書館の特徴

- ・ユニバーサルデザインに配慮した平屋建ての図書館
- ・課題解決支援機能（医療情報コーナー、法律情報コーナー、仕事と暮らしに役立つコーナー等）を充実させた図書館
- ・児童書コーナーを充実させ、子育て支援にも配慮した図書館

想定規模

平成9年に開館した可新図書館の規模とほぼ同じ。

【協議要旨】

- ◆ 候補地を検討し調整を図っていく。
- ◆ 需要を見極めて、施設の規模を検討する。

天竜体育館改修工事について

市民部スポーツ振興課

1 目的・背景

現天竜体育館は、昭和47年3月の建設以来39年が経過しており、老朽化による雨漏りや洋式トイレの不足、更衣室がないなど様々な支障を抱えている。このことから、新市建設計画では、新たに総合スポーツセンターを建設する予定であったが、その後の見直しにより、現有施設のリニューアルを行い、継続使用することとした。

天竜区内には、バレーボールコート2面がとれる総合体育館は、天竜体育館と水窪総合体育館のみであり、この地域にとって必要な施設であることから、可能な限り早期に着工したい。

2 事業内容

(1)現在の建物構造、規模

鋼管構造一部鉄筋コンクリート造平屋建て 1,393 m²

(2)工事の内容

耐震補強工事 屋根の葺き替え 内外壁の改修 床の張替え
トイレ、事務室の改修 更衣室の設置

【協議要旨】

◆ 耐震工事に加え、改修工事を行い、地域のスポーツ中核施設として活用する。

1 目的・事業概要

浜北区根堅の篠場瓦窯跡は白鳳時代(7世紀末頃)の古代寺院の瓦を焼いた窯跡で、第二東名高速道路建設に係る発掘調査で発見された。国史跡級との評価を得たが、高速道路用地内のため現地保存が不可能となった。そこで発掘調査を実施した静岡県教育委員会が瓦窯の表面を剥ぎ取り、窯跡の復元品を製作した。この窯跡復元品は県から市へ長期借用され、市の倉庫に仮保管中である。浜松市が公開する場合は、県指定文化財級の出土瓦類もあわせて市へ無償譲渡される見込である。

篠場瓦窯跡及び出土品は、浜松市にとっても当時の最先端技術を駆使した瓦窯として全国に誇りえる貴重な文化財であり、「ものづくりのまち」浜松の原点として、地元で市民に公開する意義は大きい。そこで出土地に近く、瓦窯と同時代(万葉の時代)をテーマとする「万葉の森公園」を復元品の移設先として計画し、万葉集と同時期の窯跡や出土瓦類を展示公開する。これにより市民の万葉文化や地域の歴史に対する関心や愛着を深めようとするものである。

なお万葉の森公園には、現在、万葉文化を示す同時代の実物資料が皆無である。篠場瓦窯跡の移設によって、浜松の万葉文化を全国的にアピールする同公園の情報発信拠点としての内容充実・魅力アップを図る。そして瓦窯跡に関連する講座や体験学習事業の充実を図ることにより、集客力の増加も期待できる。さらに万葉の森公園の充実は、万葉の森公園を拠点施設と位置づける「遠州山辺の道」(浜北区内野から天竜区鹿島に至る文化財散策ルート)事業の活性化にもつながると考える。

2 内 容

篠場瓦窯跡展示施設の新築工事(万葉の森公園敷地内)

(展示施設新築・窯跡運搬設置・サイン整備 ほか)

篠場瓦窯跡出土遺物展示に伴う万葉資料館の改装工事

(展示ケース新設・出土品の展示 ほか)

活用事業(パンフレット作成、講座、瓦製作体験・瓦拓本実習等の体験学習)



篠場瓦窯跡



出土した軒丸瓦



出土した鴟尾しび(大棟の端を飾る瓦)

【協議要旨】

- ◆ 展示の場所、方法及び事業費を再検討する。

浜松医療センター建設計画策定事業について

健康福祉部病院管理課

1 計画策定の必要性

- ・浜松医療センターは、築 40 年が経過し老朽化が著しい
- ・手術センターを中心とした急性期病院としての機能の維持が数年で困難な状況に
- ・平成 24 年 9 月を目途に、「新病院構想」を策定

2 計画策定体制など

(1) 策定体制

新病院構想策定委員会

市の関係部局長、医療関係者、経済界、その他有識者等により構成

(2) 主な検討事項

- ア 全体計画（理念、機能、経営指標など）
- イ 部門計画（病棟、外来、中央診療、事務管理など）
- ウ 機器整備（医療機器、情報システムなど）
- エ 建築設備（計画規模、建物配置、構造計画、設備計画など）

3 計画策定に向けた留意点

(1) 公立病院、地域医療拠点病院としての位置付け

(2) 建設後の経営シミュレーション

(3) 既存施設の活用

【協議要旨】

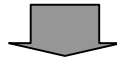
- ◆ 新病院建設計画策定に向けて、更に課題を整理し検討を進める。

高齢者見守り・支援ネットワーク基盤整備に向けて

健康福祉部高齢者福祉課

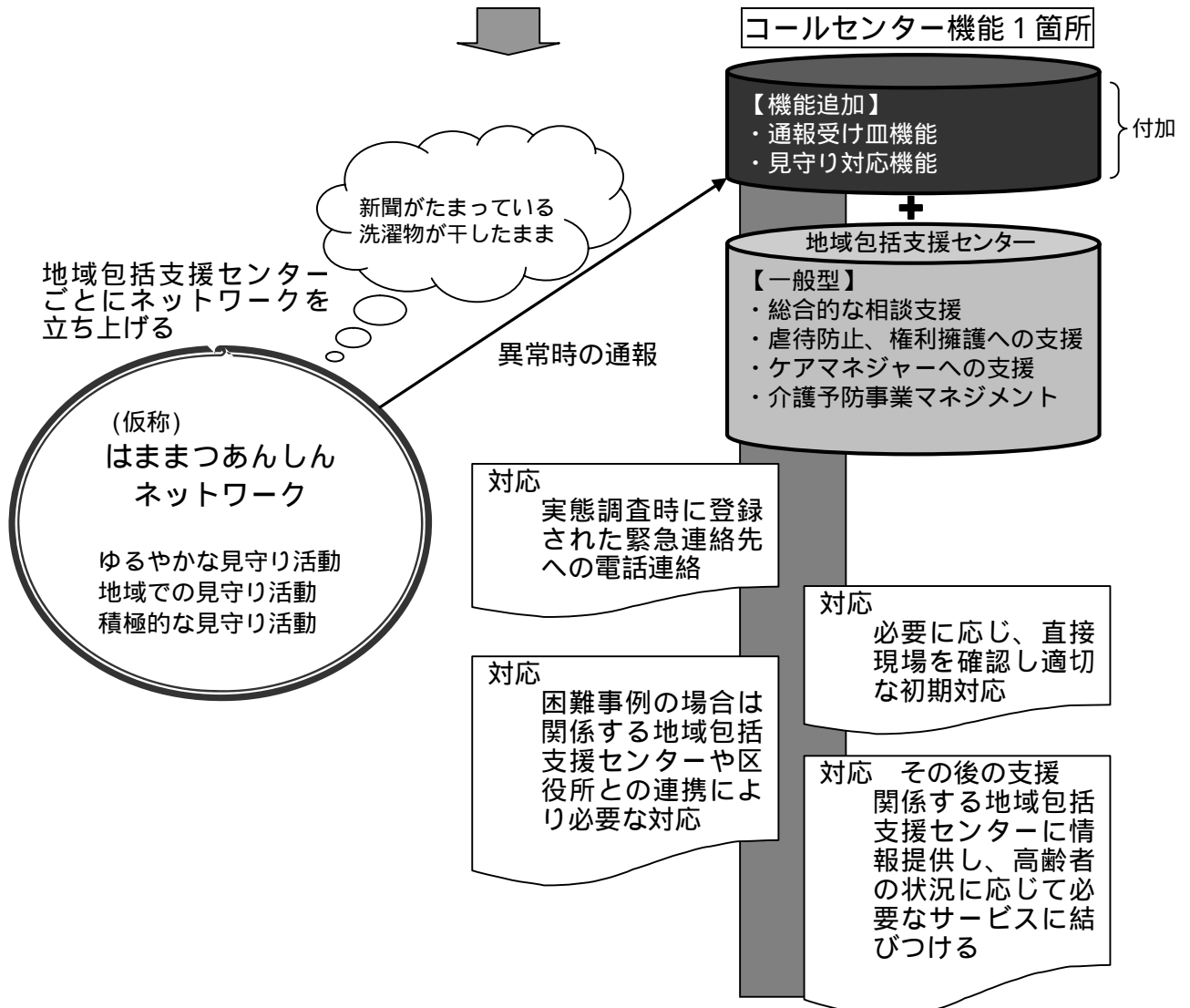
1 (仮称)はままつあんしんネットワーク

< 市民の支えあいの心で、高齢者の孤独死や老々介護の死亡事故を防ぎます >



(1)ネットワークからの通報の受け皿	コールセンター機能をもたせた地域包括支援センターの設置(1箇所)
--------------------	----------------------------------

(2)(仮称) はままつあんしんネットワーク 地域包括支援センターを核とした見守り・支援ネットワークづくり	ゆるやかな見守り活動	郵便局、新聞販売店、金融機関、商店街、商店など 応援事業者との提携
	地域での見守り活動	自治会、地区社会福祉協議会、老人クラブ、ボランティアグループなど 担い手への参加呼びかけ
	積極的な見守り活動	民生委員、市社会福祉協議会、NPO団体、福祉サービス事業者、介護保険事業者など 活動団体への協力依頼



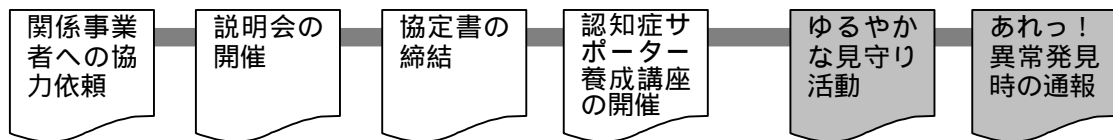
2 見守り応援事業者との提携

(1) 訪問型応援事業者（営業により高齢者宅を訪問して見守り活動）

- ・新聞販売店（67 店舗）
- ・郵便局（114 局）郵便事業
- ・検針（電気、ガス、水道）
- ・健康飲料販売 など

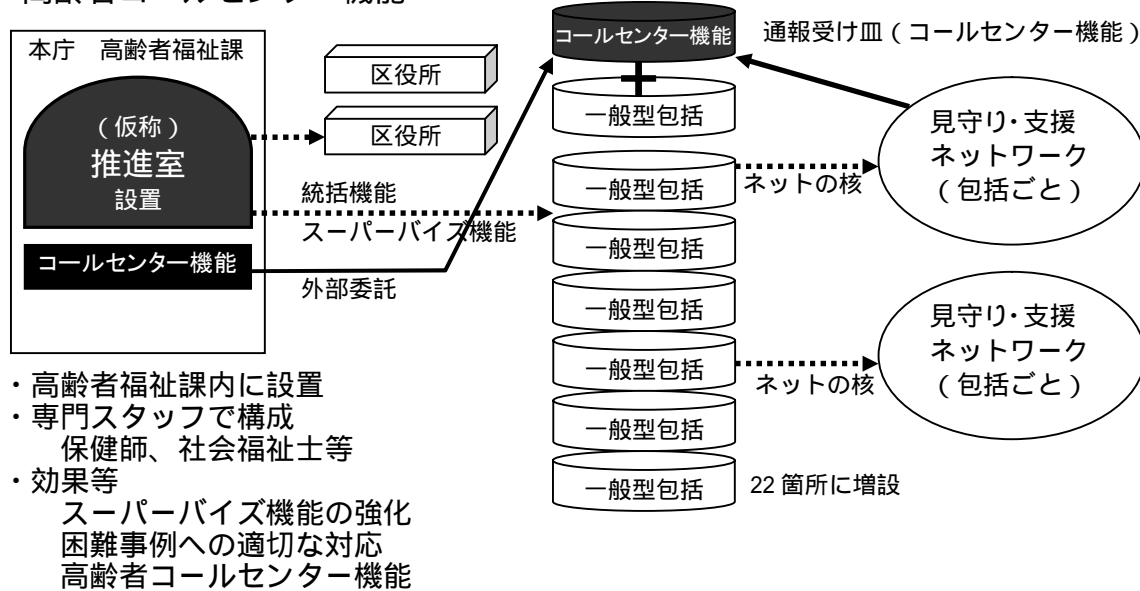
(2) 店舗型応援事業者（店舗を訪れる高齢者を観察して見守り活動）

- ・金融機関
- ・商店街
- ・商店（コンビニ、薬局、スーパーマーケット）



3 (仮称)地域包括支援センター推進室の設置

- ・地域包括支援センター増設（17 箇所→22 箇所） 統括機能の確保
- ・本庁におけるスーパーバイズ機能の強化
- ・高齢者コールセンター機能



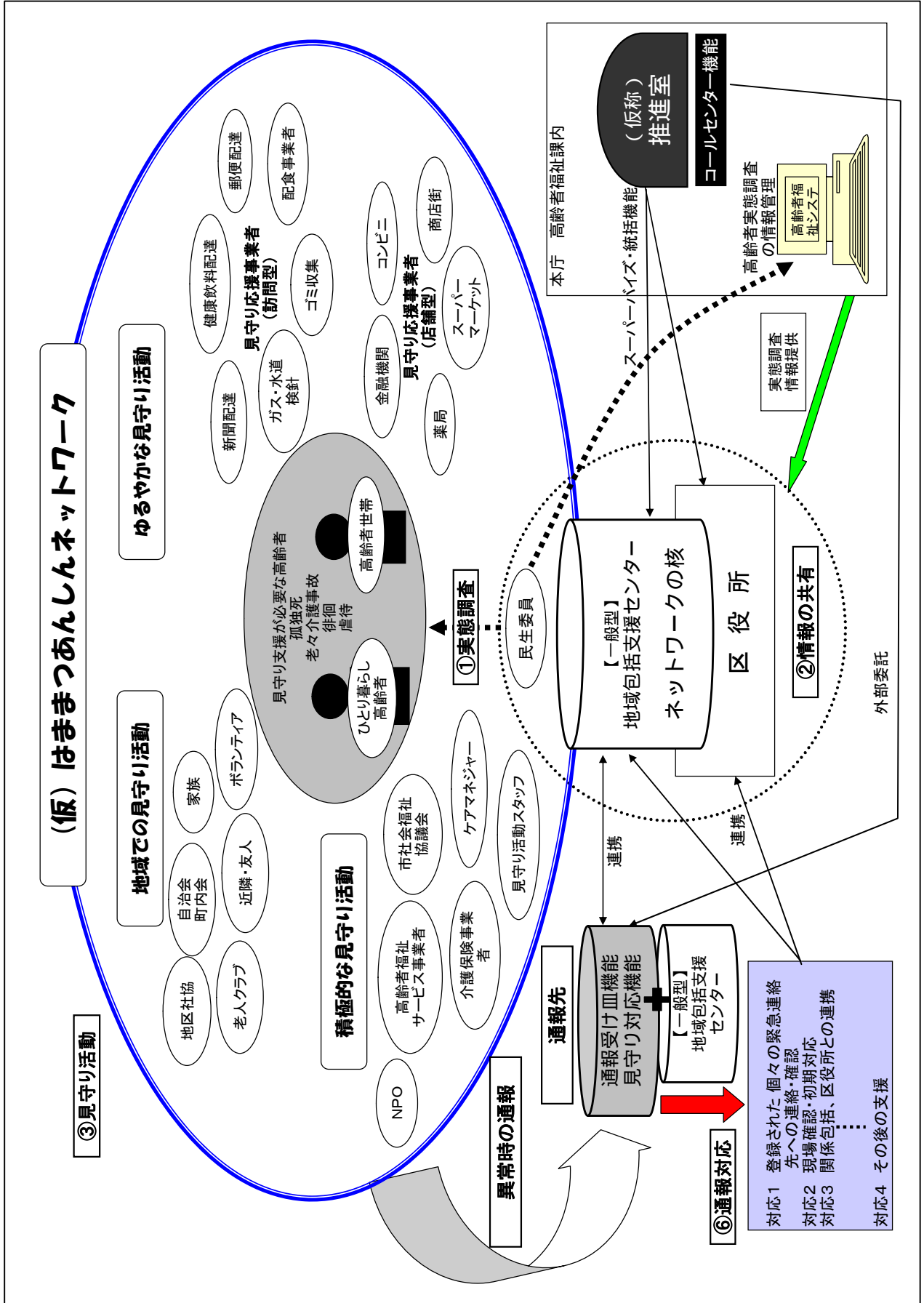
4 現状と課題

< 高齢者を取りまく家族環境の変化 >

- ・ひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が大幅に増えている。
- ・社会的孤立により日常生活に不安を抱える高齢者が増加している。
- ・地域や行政が積極的に見守り・支援を展開する必要がある。

世帯構成区分		H22.4.1	H23.4.1	比較増減
(1)65歳以上人口(外国人除く)		179,163人	180,769人	1,606人(0.9%)
(2)内訳	子らと同居の高齢者	93,688人	93,016人	672人(0.7%)
	ひとり暮らし高齢者	29,805人	31,194人	1,389人(4.7%)
	高齢者世帯	55,670人	56,559人	889人(1.6%)

見守り・支援ネットワークのイメージ図



【協議要旨】

- ◆ 地域包括支援センターの中でコールセンター機能を持つ基幹となるセンターの設置を検討する。
- ◆ 本庁内における、地域包括支援センターに対するスーパーバイズ機能の強化を検討し、地域包括支援センター間の情報を十分に共有させていく。
- ◆ 見守り応援業者との提携によるネットワークづくりの検討を進める。

子宮頸がん・ヒブ・小児用肺炎球菌ワクチン接種事業について

健康福祉部健康増進課

1 事業の概要

- ・ 任意予防接種である3ワクチンについては、国の特例交付金（子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進臨時特例交付金）を財源に、平成23年2月から全額公費負担により接種
- ・ この特例交付金は、平成22、23年度に限ったもので、平成24年度以降の国の財源措置については未定
- ・ 国において定期予防接種化の検討をしているものの、結論に至っていない。
- ・ 他の政令指定都市においても、全額公費負担で実施しているが、平成24年度以降の方向性については、今後の検討課題となっている。

2 今後の方向性

- ・ 予防接種は、経済的理由等にかかわらず接種できる制度であること
- ・ 指定都市市長会において、予防接種制度の充実と財源措置について要望していく。
- ・ 国及び他の政令市の動向を踏まえ、慎重に検討していく。

【協議要旨】
◆ 国の動向を見て判断する。

「(仮称)浜松市動物愛護・教育センター」整備事業について

健康福祉部生活衛生課
都市整備部動物園

1 センターの概要

(1) 整備場所：浜松市動物園敷地内

(2) 位置付け

動物愛護・教育センターは、現在動物園が進めている「いのちの教育事業」のさらなる伸展と最も身近な犬ねこなど家庭動物に対する愛護事業の拠点として、情操教育と環境に関する教育を推進し、愛情や優しさを持った豊かな心を育む施設を目指す。

(3) 施設の役割

ア 動物を通じた教育施設として

- ・動物の命を大切にする思想の普及啓発を図る。
- ・動物とのふれあいを通じて、愛情ややさしさを持った豊かな心を育む教育活動を行う。

イ 動物愛護活動の拠点として

- ・負傷動物等の保護、治療を行う。
- ・迷い犬等を保護・管理し、飼い主への返還と新しい飼い主さがしなど譲渡の体制づくりを進める。
- ・動物との正しい接し方を指導するなど動物愛護に関する意識高揚を図る。

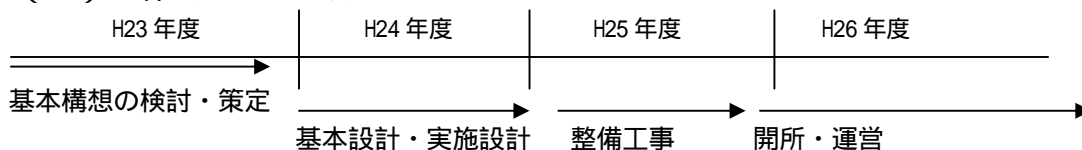
(4) 動物園と保健所との業務分担(案)

ア 動物園：レクリエーションの場、種の保存の場、動物愛護・教育の場

イ 保健所：狂犬病予防法の内、人畜共通感染症発生時における危機管理業務
動物愛護法の内、致死処分に関わる業務(引取受付・搬送のみ)

2 今後のスケジュール

(1) 全体スケジュール



3 課題

- ・センターの運営に関する関係団体等との意見調整
- ・動物園内の動物に対する感染症対策
- ・センター整備に係る地元の理解
- ・致死処分に係る業務など保健所業務との業務分担に関する調整

【協議要旨】

- ◆ 動物園への来園者も気軽に立ち寄れるような施設とし、計画的に進めていく。

放課後の子どもたちの居場所づくり事業について

こども家庭部次世代育成課

1 目的

地域の人たちの参画を得て勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することで、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりとして実施する。

2 市内各地域での主な実施状況

地域等	活動日等	活動場所等	主な活動等
水窪	火・金(放課後から午後5時くらい)	水窪高齢者交流センター	宿題(書き取り、ドリルなど)、お絵かき、読書、折紙、工作など
ゆう・おおひとみ	平日(午後1時から午後5時)	ゆう・おおひとみコミュニティセンター	ボランティア2名(交代で活動)学習やゲームなど
天童・上阿多古	火・金(放課後から午後5時くらい)	清流荘・上阿多古小運動場他	小学校のグラウンドや、自然の遊び場「さくらの丘」での遊びが通常の活動。お話し会(地域の民話・伝説・伝統行事について)、おやつ作り。
その他各地区	不定期	各公民館等	折紙・工作の活動、季節の遊び、農業体験、自然体験、子ども講座等

3 事業の概念図

資料1のとおり

4 事業の内容

次の区分により実施する。

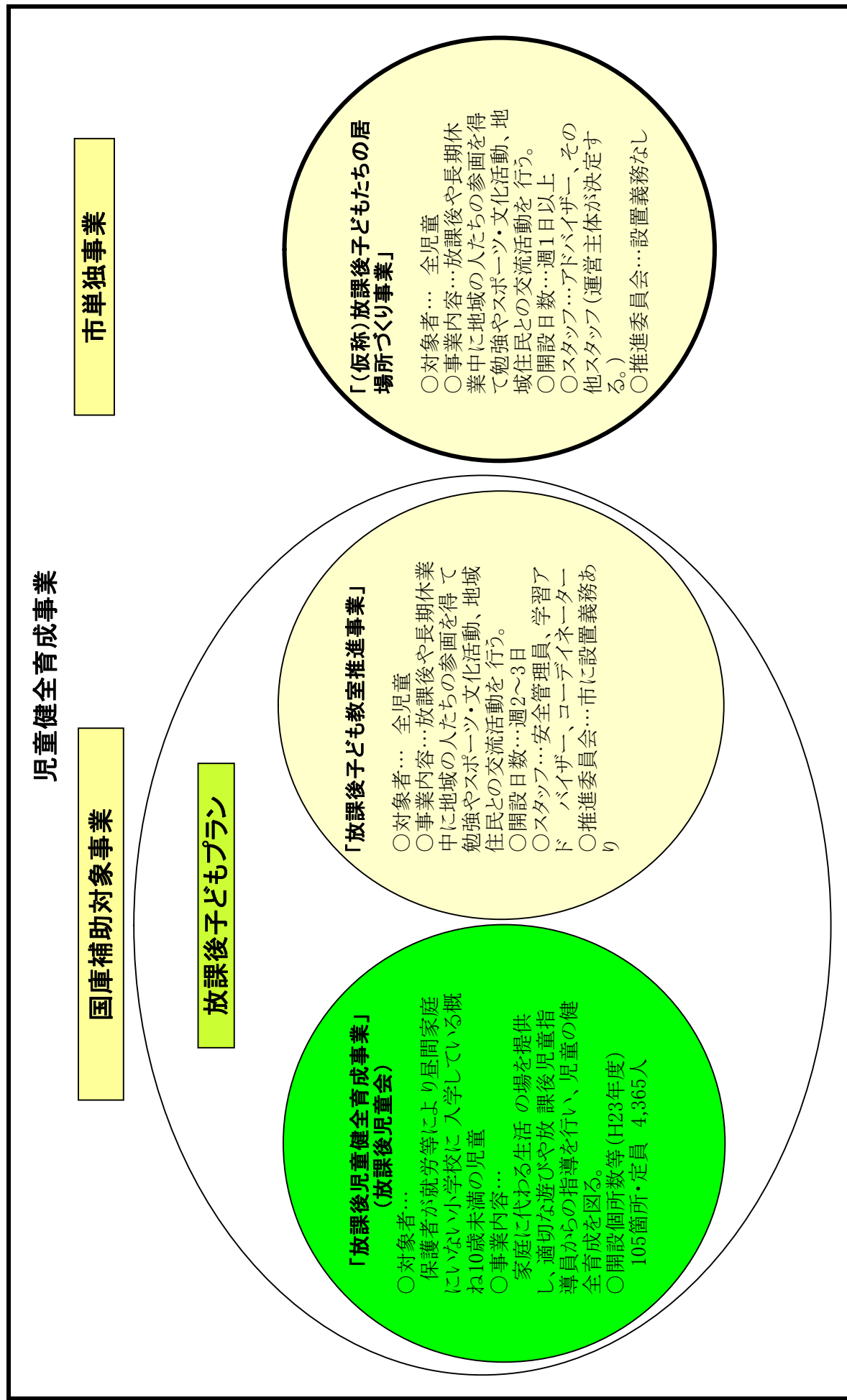
事業名	(仮称)放課後子どもたちの居場所づくり事業	放課後子ども教室推進事業	
事業区分	市単独事業	国庫補助対象事業	
対象地域	市内全地域	中山間地域等	
対象者	全児童		
運営団体	地域組織団体等	NPO法人等	
事業内容	開設日数	週1日以上	週2～3日
	開設時間	「放課後子ども教室推進事業」を基準として、運営団体が決定する。	平日 14:00～17:00(3時間) 長期休業 9:00～17:00(8時間)
	推進委員会	無	有
	スタッフ等	運営スタッフの配置等は、「放課後子ども教室推進事業」を基準として、決定する。	安全管理員、学習アドバイザー、コーディネーターの配置等は地域の実情に応じて決定する。
	開催場所	運営団体が決定する。(安心、安全な居場所の確保をする。)	
試行実施時期等	平成25年1月頃から各1箇所		

【協議要旨】

- ◆ 対象地域や事業内容については、地域の実情に合わせた自由度のあるものとし全学年の児童を対象とした居場所づくりについて検討する。

「放課後の子どもたちの居場所づくり事業」について

○「放課後子どもプラン」「(仮称)放課後子どもたちの居場所作り事業」との関係概念図



発達障がいのある子どもの支援体制整備（人材育成）について

こども家庭部子育て支援課
保育課

1 目的

発達障がいのある子どもに携わる保育所職員に対し、現在実施している基礎的な研修に加え、基幹的役割を果たす職員を育成する研修を実施することにより、子どもが持つ力を最大限発揮させると共に、職員の研修体制の充実を図る。

2 事業の概要

(1)基礎研修

(2)職員研修の体系化

- ・ 基幹的職員研修を実施し、修了書を発行
（基幹的職員を毎年 22 名育成）
- ・ 発達相談支援センターによる継続した巡回指導を実施

	基幹的職員研修
研修内容	・ 発達障がいのある子ども及びその保護者への対応、関係機関・地域との連携、コーディネート機能、他の職員への助言や指導ができる知識と技術習得研修、事例検討 など ・ 翌年から 2～3 回/年のフォローアップ研修

(3)公立保育所（22 園）での人材育成

各園の職員を基幹的職員として育成することで、発達障がいのある子どもたちの支援体制を整える。（基幹的職員の指導により、他の職員の育成やモチベーションの向上が図られる。）

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 28 年度以降、隔年毎
育成人数	22 名	22 名	22 名	22 名

3 年間で各園 3 名の基幹的職員を育成し、全保育所に配置。その後、休・退職や人事異動を考慮し、隔年毎に 22 名の育成をしていく。

3 課題

- ・ すべての幼稚園・保育園において、発達障がいのある子どもに携わることができる職員の育成

【協議要旨】

- ◆ 基幹的職員の人材育成を進める。
- ◆ 公立保育所だけでなく、私立保育所や公立・私立幼稚園とも連携して研修体制を検討する。

新エネルギー導入の促進と省エネルギー対策の推進について

環境部環境政策課

1. 目的

東日本大震災や、予想される浜岡原発全面停止の長期化により、地域で消費するエネルギーを地域で確保していくことは今後ますます重要な課題となっている。

本市域において積極的に新エネルギーの導入の促進と省エネルギー対策の推進に取り組み、菅総理が提示した太陽光や風力などの自然エネルギーの発電に占める割合を「2020年代のできるだけ早い時期」までに20%にするという目標も踏まえながら、エネルギー自給率の向上を図る。

あわせて、市民ファンドやメタン発電など地域のエネルギー自給率向上のための新たな手法について調査研究する。

このほか、平成23年度に立ち上げた、市、浜松商工会議所、浜松市自治会連合会等で構成する「みんなで節電！市民会議」を中心に、引き続き市民や事業者に対し節電に関する意識啓発等を行う。

2. 事業内容

(1) 新エネルギー導入の促進

ア 住宅用太陽光発電設備設置費補助

地域のエネルギー自給率の向上や災害時における非常用電源としての有効性の観点から、引き続き住宅用太陽光発電設備設置者に対する補助を行う。

「浜松の住宅屋根に毎年10メガソーラー」をキャッチフレーズとして、浜松市が新エネルギーの導入に積極的であるという強いメッセージを発信する。

イ 住宅用太陽熱利用設備設置費補助

(2) 省エネルギー対策の推進

ア 中小企業省エネ改修推進事業

イ 浜松版エコハウス普及事業

ウ みんなで節電！市民会議

(3) 地域のエネルギー自給率向上に向けた新たな手法の調査研究

【協議要旨】

- ◆ 新エネルギー導入の促進と省エネルギー対策として、木質ペレットに関する事項も含めるなど、多方面からエネルギー対策を進める。

し尿処理における災害時バックアップ施設整備工事について

環境部廃棄物処理施設管理課

1 目的

今回の大震災を踏まえて将来懸念されている東海沖地震を想定した場合、下水道の使用が制約されることが想定される。西部衛生工場は下水道放流施設のため貯留での対応となる。また、休止中の浜北クリーンセンターも貯留のみのため、それぞれ搬入量によっては限界に達することが見込まれる。

そうしたことから、衛生工場のバックアップ施設として東部衛生工場を緊急時におけるし尿受入施設と位置づけ、休止中のB系列処理設備を復活整備する。さらに施設の長寿命化を考慮し、安定的かつ効率的な業務体制を確保する。

それにより、通常はA系列のみで処理可能なところを、今後はA系列とB系列の効率的運用を行うことにより、長寿命化と災害時における処理施設の確保を図る。

2 事業内容

災害時のバックアップ施設として、東部衛生工場のB系列処理設備の復活整備工事を行うために、第一攪拌槽のスラブ・梁及び壁の漏水箇所の補修並びに内面ライニング塗装工事、機器の更新、配管工事、電気計装設備工事、土木建築工事、仮設工事を実施する。

【協議要旨】

- ◆ 今後、被害想定状況等と併せて、検討を進める。

北区

北区内観光団体統合支援事業について

現状と課題

- ・ 北区奥浜名湖地域の豊かな地域資源は浜松市の貴重な宝であり、こうした資源を新たな視点で連携活用していく取り組みは、本市のこれからの観光を支える大きな力になるものと考えます。
- ・ 当地域ではこれまで4つの観光団体（細江町観光協会・引佐町観光協会・三ヶ日町観光協会・奥浜名湖観光連絡協議会）が連携して浜名湖「湖北五山」や「みそまん物語」を企画・商品化するなど、観光振興への取り組みを積極的に行ってきた。
- ・ こうした中、観光4団体が奥浜名湖地域のさらなる観光の振興を目指して組織統合の準備会を立ち上げ、平成24年4月の新組織の発足に向けた取り組みを進めている。（4団体は、今年度開催の各総会において平成23年度末の組織解散を決議済み。）
- ・ 準備会では、統合後の組織の体制、業務・事業概要、会費などについて現会員への理解を促す活動等を行っているが、東日本大震災後の観光業の低迷等もあり、組織運営の根幹である会費収入については大幅な減収が見込まれ、大変厳しい状況におかれている。

【協議要旨】

- ◆ 団体等への支援については、北区の観光団体をどのようにしていくのか、政策的な内容を詰めた上で検討する。

農業参入企業の誘致について

産業部農林水産政策課

産業振興課

1 現状

(1) 浜松市内に農業参入している企業

18企業、3NPO法人、1社会福祉法人の計22法人が農業に参入。

(2) 新農業創出等に係るアクションプラン

平成23年度において、企業の農業参入意向調査と企業の農業参入モデル地区の設定を行い、それに基づき「新農業創出等に係るアクションプラン」を策定。

2 農地の集約化について

(1) 新農業創出事業（企業の農業参入推進事業）

「新農業創出等に係るアクションプラン（平成23年度策定）」に基づき、新農業の担い手として参入見込のある企業等に対し農地集約等を支援するもの。

(2) 農地利用集積基盤整備事業

既存の中小区画の農地を大規模化（1区画を10aから1haに再編）することにより、大型農業用機械の導入を促し、作業の効率化や省力化を図ることで生産性を向上させるもの。

3 企業の農業参入推進体制

(1) 産業部内の役割分担

産業振興課

大都市圏の企業を対象とした説明会等を実施し、本市での農業参入を促し、農業参入企業を誘致する。

農林水産政策課

本市へ誘致された企業の農業参入の支援を行うとともに、企業の農業事業の定着（安定的生産や雇用促進等）のフォローを行っていく。

【協議要旨】

◆ 企業の農業参入を促進するため、市が直接関与し農地の集約作業を進める。

東日本大震災後における企業の生産拠点分散等の動向に対する 対応について

産業部産業振興課企業立地担当

1. 現状と課題

市内工場用地の現状と課題

震災後、バックアップ機能も含め生産拠点等の分散化の重要性がより認識されてきており、市内企業を中心に、津波や液状化などのリスク不安の少ない内陸部への立地需要が高まっているが、都田地区工場用地の売却先が確定したことに伴い、新たな工場用地の確保が急務となっている。

2. 平成 24 年度以降の方針

(1) 個別的対応

- 早期に立地希望のある企業を対象として、短期に提供可能な市有地、民有地等を工場用地として確保し、所要の調整を行う。
- 民間開発動向の調査、情報収集等

(2) 総合的な対応

将来的な計画も含め、移転希望のある企業等を対象とした新たな工場用地を確保するため、堅固な地盤で津波や液状化などのリスク不安の少ない三方原台地に一定程度の規模の工場用地を確保する。

(3) 企業立地動向の把握

立地意向調査

市内・県外企業を対象に震災後の立地意向調査を実施

【協議要旨】

- ◆ 工業用地確保のため農地法等の規制緩和を求める要望を行っていく。
- ◆ 市内外の企業に対する立地意向調査の結果を見て、今後の対応を検討する。

インバウンド推進事業について

産業部観光交流課

1 目的

国内観光需要の冷え込みが続くなか、また、東日本大震災の影響による訪日外国人観光客の減少のなか、海外からの誘客事業を継続的に実施し、本市への交流人口の拡大を図る。

2 背景

(1) 国内の旅行需要

- ・国内景気の停滞
- ・旅行をしない世代の増加
- ・「安・近・短」の日帰り旅行の増加による宿泊客の減少

(2) 訪日外国人の動向

- ・H22年過去最多の861万人が訪日
- ・新型インフルエンザの流行や東日本大震災の影響などにより、一時的な減少は見られるものの、全体としては増加傾向

(3) 外国人観光客数の推移

- ・H19(2007)年 8,346,969人
- ・H20(2008)年 8,350,835人
- ・H21(2009)年 6,789,658人
- ・H22(2010)年 8,611,175人

(4) 本市における外国人延べ宿泊者数

- ・H22(2010)年 130,814人【全国24位】
静岡県計：599,390人（本市構成比21.8%）
県内他市：熱海市31,195人【全国61位】、静岡市28,554人【同64位】
掛川市25,713人【同68位】、御殿場市20,060人【同79位】
- 近隣都市：名古屋市448,924人【全国8位】、高山市103,656人【同29位】
豊橋市79,524人【同34位】、豊田市54,167人【同43位】

3 マーケットごとの事業の方向性

中国、韓国、台湾、タイをメインに、シンガポール、マレーシア、インドネシア、インドなどをセカンドターゲットとして事業を展開。

【協議要旨】

- ◆ 中国杭州市との友好交流都市提携について、平成24年度中の提携に向けた調整を進める。また、西湖と浜名湖をキーワードとした観光交流(誘客)について検討を行う。
- ◆ 韓国(ソウル市)との音楽交流について検討を行う。

求職者雇用促進事業について

産業部産業総務課

事業の目的

浜松市においては、リーマンショック以降の世界的な景気後退や東日本大震災の影響により、依然として厳しい雇用状況が続いている。そのため、雇用環境の低迷に伴い就職できない失業者や求職者自立の支援とともに、生活・就業上の様々な問題を抱えているために求職活動を行うことが困難な者を継続的に支援する。

現状及び背景

現在、市が実施している求職者能力開発支援事業とパーソナル・サポート・サービス事業は、国の雇用対策事業の制度が平成 23 年度で終了するため、両事業の支援対象者を継続して支援する新たな事業の創設が必要となった。

求職者能力開発支援事業とは

厚生労働省の対策である『ふるさと雇用再生特別基金事業』に公募採択された事業。求職者の職業能力開発を支援するため、キャリアカウンセラーによる相談やカウンセリングを行い自立した労働者を育成するもの。

パーソナル・サポート・サービス事業とは

安定的な自立生活を営むことを希望するものを対象として、生活及び就労に関する問題の解決を図るため、制度横断的かつ継続的な支援等を当事者に寄り添ってコーディネートする伴走型個別支援事業。(内閣府地域指定のモデル事業)

事業内容

【対象者】

雇用環境の低迷に伴い就職できない失業者や求職者
生活・就業上の問題を抱えて求職活動を行うことが困難な者

【内 容】

に対しては、就職相談、キャリア形成支援、セミナー・講習会の開催、現場体験等による実践的な就職支援を行う。

に対しては、相談員が生活支援、職業訓練、就労のコーディネートを行う。個々のケース毎に関連機関と連絡調整を行い伴走型の支援を行う。

【協議要旨】

◆ 国に対して、制度の継続を要請する。

創造文化産業振興拠点整備事業について

産業部商業政策課

1. 現状と課題

次期計画策定にあたり、市民の創造力や地域の文化力を活用した都心再生の必要性や認識が高まり、市民団体や学生、商店街等においても独自の取り組みが始まっている。また、地域経済界からも文化的で魅力的な都心の創出を図る構想や提言が出されている。一方、都心に立地している静岡文化芸術大学が開学して11年を迎えるが、地域（都心）での卒業生の受け皿がなく優秀な人材が定着しづらい状況にある。

2. 事業の目的

市民協働で築く「未来へかがやく創造都市・浜松」を実現するためには、感性豊かで才能に溢れ、マネジメント能力も備えたクリエイターを都心に集積させるとともに、人、物、情報が交流する都心の機能を強化することにより、産業と文化の融合を図ることが必要である。

こうしたクリエイターの集積と交流を図ることで、都心に刺激的で魅力的な都市空間が創出され、市内外からお洒落で感性豊かな人材を惹きつける街に変貌するとともに、既存産業の高付加価値化や新たなクリエイティブ産業の集積につなげることを目指す。

3. 事業内容

創造文化産業振興拠点の設置

アート、デザイン、IT産業、メディア、音楽、広告・出版、建築デザイン等の創造・文化産業（知識集約型産業）の創出につなげるため、創造的活動を行なうものに対する支援を行なう“創造文化産業振興拠点”を整備し、クリエイターの育成・集積を図ることで浜松型クリエイティブ・シティを推進するもの。

(1) 創造文化産業振興拠点の施設名称（仮）

HCC（Hamamatsu Creative Center ハママツクリエイティブセンター）

(2) 創造文化産業振興拠点の施設整備方針

都心ストック（公共施設や空きオフィス）の効果的なリノベーションによる

(3) 創造文化産業振興拠点の事業内容（案）

クリエイターの活動拠点となるスペースの提供や機材貸出などインキュベーター機能

文化活動と産業振興の形成を融合する各種プロジェクトの推進など創造産業の振興支援

クリエイターのスキルアップやビジネスマッチングの支援など異業種交流の促進

内外で活躍するクリエイターのネットワーク化、クリエイティブ人材の招聘、シンポジウムの開催による創造的人材の交流と育成

【協議要旨】

- ◆ 浜松市の特性を踏まえた施設とするため、創造文化産業振興拠点の具体像について調査・検討を行うとともに、空き店舗の活用について検討を行う。
- ◆ 浜松市在住のクリエイターなど、地元人材の活用についても調査を行う。

弁天島海浜公園整備事業について

産業部観光交流課

1 目的

表浜名湖の玄関口である弁天島海浜公園を整備し、当地域の観光の活性化を図る。

2 弁天島海浜公園の現状

- ・公園利用者数の減
- ・公園内施設(児童プール、管理棟)の老朽化
- ・近隣に屋外プールが5箇所有り
- ・隣接地の宿泊施設が7/15 オープン

3 課題

- ・弁天島温泉の活性化
- ・公園内の老朽施設の修繕
- ・効率的な公共施設の配置

4 事業概要

表浜名湖の玄関口である弁天島海浜公園を整備するもの。整備の前提として、公園のあり方を調査及び検討する。老朽施設の整備については、この調査・検討の結果により実施内容等を判断するが、調査結果を待つことなく安全上あるいは機能上緊急性のあるものについては、早急に修繕する。

【協議要旨】

- ◆ 老朽化している浮き桟橋等の修繕費用の負担について調整する。
- ◆ 近隣類似施設との統廃合について調査・検討を行う。

東区

交通安全対策事業について

現状と課題

浜松市は全国の政令指定都市のなかでも交通事故多発都市の上位であり、特に東区は悪い状態にある。

これに対して、東区では、昨年度「交通安全ハザードマップ」を作成し、各自治会や学校等に配布したところである。ある自治会では、これを自費で印刷して全世帯に配布するなど、市民協働の観点からハザードマップを活用し交通安全を呼びかける気運が高まっている。

交通事故(人身事故)発生状況

H23.1.1～H23.6.30(速報値)

	中区	東区	西区	南区	北区	浜北区	天竜区	市全域
人身事故件数(件)	1,509	906	559	511	500	399	85	4,469
全体に対する割合	33.8%	20.3%	12.5%	11.4%	11.2%	8.9%	1.9%	100%
死者数(人)	0	4	3	3	2	2	1	15
全体に対する割合	0.0%	26.7%	20.0%	20.0%	13.3%	13.3%	6.7%	100%
人口1,000人当たりの人身事故件数	6.34	7.15	4.93	4.99	5.28	4.37	2.52	5.58
人口1,000人当たりの死者数	0.000	0.032	0.026	0.029	0.021	0.022	0.030	0.019

平成 24 年度以降の方針

平成 24 年度は、東区内の 3 小学校区をモデル地区として、「交通安全ハザードマップ」を活用した交通安全対策事業を実施する。

具体的な対策として、ハザードマップを活用し各自治会や学校と調整する中で、カーブミラーの設置や路面のカラー舗装などのハード面での事業を推進していく。同時に、引き続き、交通安全声かけ運動などの啓発事業を強化するとともに、安全対策上必要な交通規制などを要望していく。

また、この成果を踏まえて、全市的な事業展開を図っていく。

【協議要旨】

- ◆ 東区において「交通安全ハザードマップ」を活用した交通安全対策のモデル事業を実施する。
- ◆ 交通政策課を、交通安全対策に関係するすべての案件の総合調整課として位置付ける。

都心における老朽化建築物や耐震性に劣る建築物の再整備について

都市整備部市街地整備課

1 概要

都心における老朽化建築物や耐震性に劣る建築物について、防災や都市機能の更新を図る観点から、民間主体での大規模改修や共同化による建替え等を促進することを旨とした総合的なまちづくりの方策を展開する。

2 条例化を含めた総合的な促進方策のあり方

条例の役割と制約

- ・条例化は権利者の意識啓発には効果的であるが、個人財産である建築物の改修等を義務化するまではできない（東京都条例でも改修は努力義務で罰則なし）。

より良いまちづくりへの誘導

- ・都心のより良いまちづくり（都市機能更新）につなげていくためには、耐震診断の実施後における民間主体の大規模改修や共同建替え等のための事業手法や支援策の周知等が必要となる。
- ・また、権利者の意識の高い地区をモデル地区として民間主体での事業を先行的に促進していくことも効果的である。

中心市街地活性化に関する取組みとの連携

- ・中心市街地活性化基本計画に関する取組み等への影響も配慮し、相互に協調や連携を図った総合的な方策の展開を図ることが望ましい。

【協議要旨】

- ◆ 老朽建築物の更新促進のあり方を、条例化を含めて検討する。
- ◆ 公表手法を検討する。

動物園とフラワーパークの一体化について

都市整備部 緑政課

1 目的

第3次行財政改革推進審議会から、動物園とフラワーパークの一体化についての提言を受け、市民の憩いの場・社会教育の場・観光誘客拠点として、指定管理者制度を導入し魅力度を高め再生していくこととなった。

このことから、動物園とフラワーパークの一体化による相乗効果を、施設の魅力度及び誘客効果の向上と地域の活性化につなげるため、平成23年度に、庁内関係部局等で構成する「再整備検討会」を設置し、動物・植物等の各専門家からアドバイスを受け、一体化する公園の将来像及び基本理念・基本方針、具体化に向けた施設の方向性と運営方法を示す「再整備計画」を策定し、魅力ある「動植物公園」の実現に向けて事業を推進するものである。

【協議要旨】
◆ 動物園とフラワーパークの一体化に向けて経営方針を示す。

市営住宅の集約・改善について

都市整備部住宅課

1 目的

- ・市営住宅(6,288戸)のうち約5割(3,272戸)は、1980年(昭和55年)以前の建設で、今後、老朽化が急速に進行することが懸念される。
- ・さらに人口減少社会、少子・高齢化社会、低迷する経済活動、本市の厳しい財政状況を踏まえ、効率的・効果的な市営住宅の管理を行うため、既存市営住宅ストックの集約・廃止・改善等を行うストック総合活用計画を策定中。
- ・その中で、先行的に集約化を図る団地について個別計画を策定する。

2 市営住宅ストック活用計画の基本的方針

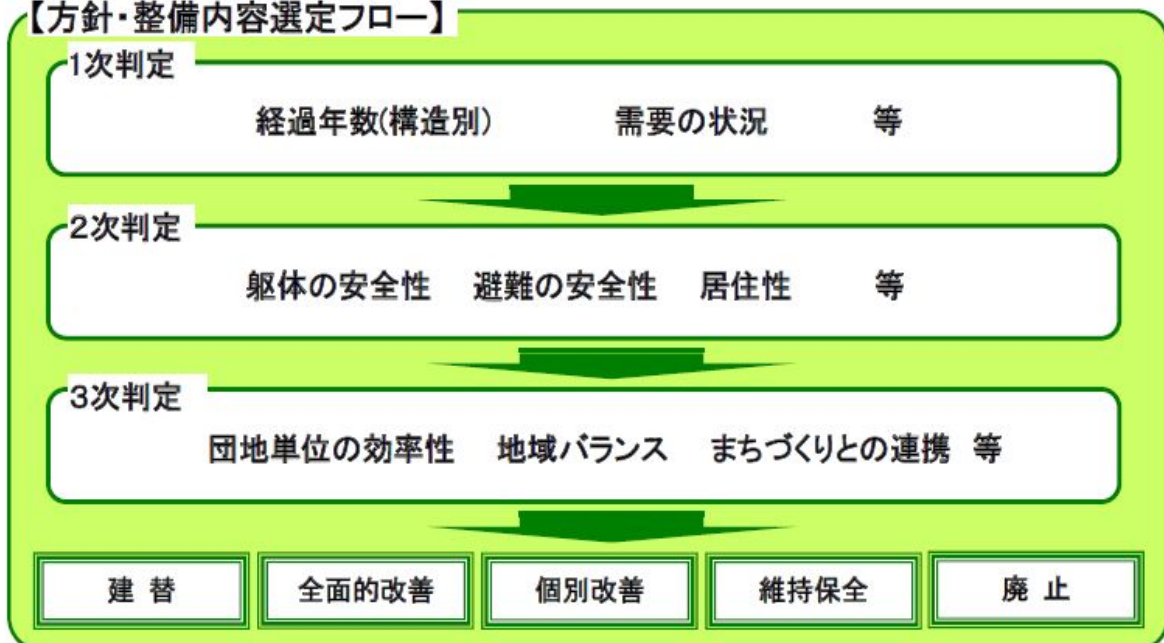
- ・ 今後、市営住宅の供給戸数は増やさない
- ・ 老朽化に伴い、集約化(建替を含む)を図る
- ・ 活用できる既存ストックの長寿命化を図る

3 市営住宅ストック総合活用計画概要

- ・ 市営住宅の概要
- ・ 市営住宅の課題
- ・ ストック活用の基本目標・基本方針
- ・ ストック活用手法の検討
- ・ ストック活用実施計画

4 ストック活用手法の検討

【方針・整備内容選定フロー】



【協議要旨】

- ◆ 市営住宅については、現状維持ではなく、役割や必要性を検討した上で集約・改善計画を策定する。

ミニバスターミナル構想の進捗について

都市整備部交通政策課

1 目的

使い易い公共交通サービスを提供するために、公共交通の路線を基幹路線、準基幹路線、環状路線、支線路線の4つのタイプに分別し、これらを機能的で乗り換えしやすい総合ターミナル、ミニバスターミナルの結節点で結び、公共交通のネットワークを形成します。

ミニバスターミナルは、単なる乗換えだけでなく、乗り換えの際に買物ができる、行政サービスが受けられる、といった付加価値を享受できる施設として、公共交通と生活の一体化を図ることで乗り換え抵抗を軽減します。

2 ミニバスターミナルの機能

- ・ 複数の路線を円滑に乗り継いで目的地へ行きやすくするために、基幹路線、準基幹路線、環状路線、支線路線相互に乗り換えが可能
- ・ 自転車や自動車、タクシーなどからバスなどの公共交通への乗り換えが可能
- ・ 市内各所の駅やバス停、商業施設や病院などに配置

3 ミニバスターミナルの種類と整備状況

H23.末

種類	機能	場所
交通広場型	・既存鉄道への乗継により円滑に移動できる。 ・鉄道とバス、タクシー、自動車、自転車間の乗り換えを担う。	舞阪駅、弁天島駅 上島駅、浜北駅 西鹿島駅、天竜二俣駅 金指駅、気賀駅
交流促進型	・生活拠点や地域交流拠点、市内の主要な施設などへ公共交通で行きやすくすることで市内の交流を促進する。 ・主にバスとバス間、バスと自動車、自転車間の乗り換えを担う。	聖隷三方原病院、 三ヶ日駅、中部天竜駅 水窪駅
簡易乗換型	・基幹路線、支線路線を結び、広い市内を公共交通で移動しやすくする。 ・バスとバス間、バスと自転車間の乗り換えを担う。	柏原西、横山、西川 瀬尻 春野地域自治センター 落合

4 整備の経過

時期	場所	事業
H22.9以前	舞阪駅、弁天島駅、 上島駅、浜北駅、西鹿島駅、 天竜二俣駅、金指駅、気賀駅	既設バス路線有り、一部タクシー乗り入れ有、 駐輪設備等整備済み
H22.10	聖隷三方原病院、(気賀駅)	新たな地域バス(みをつくしバス)の乗り入れにより既存バス路線、天浜線と接続
	中部天竜駅、水窪駅	新たな地域バス(ふれあいバス)の鉄道駅への乗り入れ
H23.3	落合	バス待合施設整備
	柏原西	パーク&ライド用駐車場整備
H23.10	横山、西川、瀬尻、 春野地域自治センター	新たな地域バスの運行により、ミニバスターミナルとして機能
H24.1	三ヶ日駅	地域バスのルート再編により、ミニバスターミナルとして機能

【協議要旨】

- ◆ 全体像を分かりやすく示し、より具体的な整備スケジュールを策定する。

安間川流域内水はん濫対策事業について

土木部河川課

1 現状と課題

安間川の流域では、戦後最大被害となった昭和 50 年 10 月の洪水(24 時間雨量 336 ミリ)において、596ha が浸水し、床上浸水 25 戸、床下浸水 756 戸の家屋被害など、3 億円を超える被害が発生した。その後も、ほぼ 2 年に 1 回の割合で浸水被害が発生する地域である。

この流域では大雨により川の水位が上昇し、排水路や用水路など周辺からの雨水が川に排水できなくなり、流域に水があふれる内水はん濫により浸水被害が発生している。河川改修や遊水地の整備だけでは低平地に降った雨水を河川へ流すことができないため、雨水を排水するポンプ施設整備や排水路の改良を行うなど、流域の排水対策を遊水地整備や河川改修などに併せて実施し、浸水被害の軽減を図る必要がある。

2 過去の主な浸水被害の状況

発生年月日	雨量 (mm/24h)	時間最大 (mm/h)	水害 原因	浸水面積 (ha)	被害戸数(戸)	
					床上	床下
昭和 50 年 10 月 7 日	336.0	81.5	内水	596	25	756
平成 10 年 9 月 23 日	185.0	72	内水	65	20	85

3 対策と効果

静岡県は、学識経験者、地域住民及び浜松市などの意見を基に、安間川の河川改修や遊水地整備を概ね 20 年間で実施することを定めた安間川河川整備計画を平成 16 年 4 月に策定した。

安間川は、周辺の地盤より河川の水位が高く、周辺に降った雨水を川へ流すことが困難となる河川である。このため浜松市は、静岡県が実施する河川改修や遊水地整備に併せて、内水はん濫対策としてポンプ場の整備や排水路の改修を実施する。

このように、静岡県と浜松市が連携して総合的な治水対策を行うことで、昭和 50 年 10 月と同規模の洪水に対して、床上浸水被害の解消を目標に整備を実施する。

4 事業内容

雨水ポンプ場整備、排水路整備

5 事業期間

平成 24 年度～平成 30 年度

【協議要旨】

- ◆ 各年度毎の整備については、県及び関連課と協議の上進める。

自転車走行空間等整備計画策定事業について

土木部道路課

1 事業の目的

- ・近年、自転車は健康志向の高まりやCO₂の排出削減など地球環境に優しく、機動性にも優れていることから、(市民意識の変化に伴い)生活の移動手段として再認識されております。
このため、「自転車走行空間等整備計画」の策定を進め、安全で快適な自転車走行空間のネットワークを構築するものです。
- ・自転車ネットワークのうち、主要交通結節点(JR浜松駅等)を中心とする都心部におけるルートについては、整備効果の早期発現が期待できることから、モデル箇所を選定して整備に取り組みます。
- ・都心部では、短時間利用目的のサイクルポート(路上駐輪場)等の整備を推進し、商店街駐輪スペース等との連携強化により、交流人口増加によるにぎわい創出につなげる取り組みを図ります。
- ・郊外部では、公共交通との相互利用(サイクル&ライド)の促進を図るため、自転車乗り入れに対応する駐輪場等の整備に取り組みます。

2 事業の内容

- ・計画策定区域 都市計画区域内
- ・計画策定期間 平成 23 ~ 24 年度
- ・モデル箇所整備 平成 24 年度
- ・整備工事 平成 25 年度 ~

【協議要旨】

- ◆ 自転車走行空間等整備を計画的に進める。

消防の津波対策について

消防局 消防総務課
警 防 課
情報指令課

1 方針

消防の津波対策として、襲来前においては、消防職団員の安全確保、資機材の被災防止を考慮した上で、市民の避難誘導を迅速かつ効果的に行い、襲来後、いち早く救助、消火などの消防活動を立ち上げることが重要である。

このため、ソフト面の対策として、地震災害に関する活動マニュアルの見直しを早急に進めるとともに、活動拠点となる施設や必要資機材の整備などハード面の対策を短期、中長期の視点に分けて進めるものとする。

2 対策

(1) 消防機関の地震災害対策に関する活動マニュアル等の見直し

- ア 情報収集、広報、避難誘導に関する活動
消防ヘリコプター、高所監視カメラ、防災行政無線、署所及び分団のサイレン等の設備活用による手法へ見直し
- イ 住民への訓練指導
危機管理課との連携による津波避難指導の強化(地震だ、津波だ、すぐ避難)
- ウ 被災時における消防力の維持

(2) 津波対策の活動拠点及び監視体制の整備・強化

- ア 佐鳴湖西岸出張所を津波対策活動拠点として整備
自家給油施設を加えた出張所
非常用車両及び津波対策用資機材の配備
- イ 高所監視カメラ及びヘリテレによる監視体制の強化
南消防署、西消防署等への配信
画像伝送システムの更新に併せ夜間監視機能の強化
- ウ 消防庁舎の津波対策

(3) 津波対策資機材の整備

- ア 資機材の整備及び検討
フローティング救助ロープ、救命浮環、水上バイク、エンジンカッター等の救助用資機材の強化
瓦礫除去資機材及び救助資機材の検討
- イ 消防職団員の活動時の安全対策

【協議要旨】

- ◆ 燃料施設については、適地を再検討する。
- ◆ 高所監視カメラの画像伝送システムについては、既存のケーブルの使用などを検討する。

中山間地域における水道事業のあり方について

上下水道部上下水道総務課

1. 現状

天竜区及び北区の引佐地域自治区には、38 の簡易水道事業と 177 の飲料水供給施設及び小規模水道施設を利用する 379 箇所の特定期未普及地域が存在し、半数以上の市民が上水道以外の施設から給水を受けている。

そのうち、全ての簡易水道事業は、平成 28 年度末までに上水道事業へ統合予定である。

2. 課題

簡易水道施設及び飲料水供給施設ともに、約 7 割の施設が整備から 20 年以上を経過しているため、老朽化が進行している。それに伴い、水道管老朽化による漏水が頻繁に発生し、簡易水道事業の有収率も 68% (上水道 94 %) と、簡易水道事業を行う他政令指定都市と比べても低い水準となっている。

また、飲料水供給施設においては、多くの施設が表流水や湧水を水源としているため、降雨時などの濁水や渇水期の水不足の対応に苦慮している。平成 22 年度水質検査では、検査を実施した 163 施設のうち約 39% の 63 施設が水質基準に不適合となっており、地域市民へ安全で安定した水を確保・供給するための計画的な対策が必要である。

3. 対策

市内 38 箇所の簡易水道事業が上水道事業に統合されるまでの 5 年間で計画的整備を予定している。

【協議要旨】

- ◆ 費用対効果を考慮し、必要な整備を進める。

下水道処理施設の津波対策等、新たな防災対策（計画）事業について

上下水道部下水道施設課

1 現状

中部浄化センターは合流式下水道処理場であり、市内中心部の汚水処理及び雨水排水機能を担っている極めて重要な施設であるが、津波対策が講じられておらず、その機能停止は、市民生活に大きな影響を与えることとなるので、その対策面からも緊急に場内ポンプ場の機能強化が必要である。

2 検討事項

次の手順にて、施設整備を行なう。

A 国の緊急提言に基づき市が緊急対策として実施のもの

第2ポンプ場建物開口部(扉・シャッター)水密化工事

第2ポンプ場電気設備移設工事

第2ポンプ場揚水ポンプを冷却用水断水時でも稼働可能な改造(無注水化)工事

対象：分流1・2汚水ポンプ、分流3・4汚水ポンプ、合流1・2汚水ポンプ

職員避難場所は中央管理棟3F及び脱水機棟3Fとし、案内標識(暫定)を設置済

B 静岡県の第4次地震被害想定が出た後に対応するもの

第2ポンプ場周囲に止水壁(仮定GL+3m)設置工事

自家発電機の高所移設場所の選定、設計及び工事

近隣住民避難場所を反応槽屋上(TP=7.8m)とし、避難路及び屋上フェンス整備工事

【協議要旨】

◆ 施設の水密化について調査・検討する。